

第 31 回

定時株主総会 招集ご通知



■ 日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時
受付開始 午前9時

■ 場所

東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲2階 ROOM C

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

- ・本株主総会にご出席の株主様は、開催日当日における新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用等、感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会の議決権行使は書面またはインターネットによる方法もございますので、書面またはインターネットにて議決権行使いただくことも併せてご検討のほどよろしくお願い申し上げます。
- ・本株主総会会場におきまして、感染予防のための措置を講じる場合がございますので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。

株式会社アイ・ピー・エス

証券コード：4390

証券コード 4390
2022年6月10日

株 主 各 位

東京都中央区築地四丁目1番1号
株式会社アイ・ピー・エス
代表取締役 宮 下 幸 治

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2022年6月27日（月曜日）午後6時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲2階 ROOM C
3. 目的事項
報告事項 第31期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ipsism.co.jp/ir/meeting/>) に掲載させていただきます。

◎株主総会当日の様子はインターネットのライブ配信を通じて、ご覧いただくことができます。当社コーポレートサイトの「IR」ページにてご案内いたしますので、是非ご覧ください。

<https://ipsism.co.jp/ir/>

公開開始日時：2022年6月28日（火曜日）午前10時（予定）

【議決権の行使等についてのご案内】

◎ウェブ開示に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ipsism.co.jp/ir/meeting/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

◎書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。

◎インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

◎インターネットにより議決権行使のご案内

次ページ以降に記載の「議決権行使についてのご案内」および「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）




書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後6時到着分まで



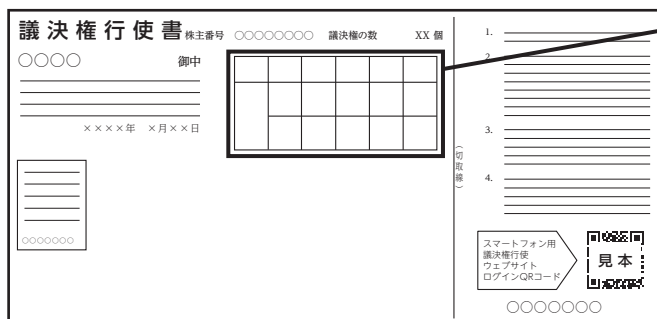
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

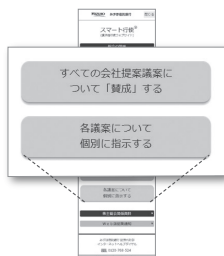
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

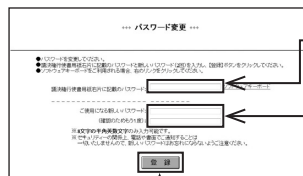
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主への還元につきましては、将来の事業展開と財務体質の強化のために必要な内部留保の確保を図りながら、達成した業績を反映した適切な配当を、継続して実施していくことを基本方針としております。このような方針のもと、当期の剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき25円 総額310,252,625円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 事業目的の変更について

当社では、経営環境の変化に対応し、持続的な成長を実現するため、当社ビジネスにおける事業領域の拡張を推進してまいりました。今後のさらなる環境変化や領域拡張を見据え、事業内容の明確化を図るとともに、現行定款第2条（目的）の記載を整理・統合いたします。

(2) 株主総会資料の電子提供制度について

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。

②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。

③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(3) その他現行定款の記載内容を全般的に見直し、補欠監査役の員数を明確にするなどの整理を行います。また、数字の表記を半角に統一いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商_号) 第1条 当社は、株式会社アイ・ピー・エスと称し、英文では <u>I P S</u> , Inc. と表示する。	第1章 総 則 第1条 (商号) 当社は、株式会社アイ・ピー・エスと称し、英文では <u>IPS</u> , Inc. と表記する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 宣伝広告に関する業務 (2) 広告代理業務 (3) 情報処理サービス業ならびに情報提供サービス業 (4) 通信機器、放送機器ならびにその他の機器の売買、売買の仲介および賃貸事業 (5) 電話加入申込みの手続き代行業務 (6) 電話機器および石材の輸出入 (7) 電気通信事業 (8) 食品の輸出入および販売 (9) 電気通信役務利用放送法に基づく電気通信役務利用放送事業および回放送事業者の顧客管理業務受託事業 (10) 労働者派遣事業 (11) 看護者、介護者に対する研修業務 (12) 通信販売業務および通信販売業務の請負 (13) 電話代理応答業務およびこれに関するコンサルティング業務 (14) 有料職業紹介業 (15) 家事サービス事業 (変更のうえ(3)より移動) (変更のうえ(4)より移動)</p>	<p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むこと、および次の事業を営む会社(外国会社を含む)、組合(外国組合を含む)その他の事業体の株式または持分を所有することにより、その事業体の事業活動を支配し管理することを目的とする。</p> <p>(変更のうえ(12)へ移動) (削 除) (変更のうえ(2)へ移動) (変更のうえ(3)へ移動) (変 更) (変更のうえ(4)へ移動) (1) 電気通信事業 (変更のうえ(10)へ移動) (変更のうえ(7)へ移動) (8)へ移動) (削 除) (変更のうえ(11)へ移動) (変更のうえ(6)へ移動) (変更のうえ(9)へ移動) (削 除) (2) 情報処理・情報提供サービス (3) 通信機器・放送機器その他の機器の輸出入・売買および賃貸</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(変更のうえ (6) より移動)</p> <p>(変更のうえ (13) より移動)</p> <p>(変更のうえ (9) より移動)</p> <p>((10) より移動)</p> <p>(変更のうえ (14) より移動)</p> <p>(変更のうえ (8) より移動)</p> <p>(変更のうえ (12) より移動)</p> <p>(変更のうえ (1) より移動)</p> <p><u>(16) 語学学校およびその他各種教室の経営ならびに、教材の企画、製作、販売</u></p> <p><u>(17) 販売促進支援業務および代行業務</u></p> <p><u>(18) 国内外の企業および行政機関に対する市場調査・事業化支援業務</u></p> <p><u>(19) 前各号に付帯関連する一切の業務</u></p>	<p><u>(4) 電話機器の輸出入・販売および賃貸</u></p> <p><u>(5) 電話加入申込みの手續代行</u></p> <p><u>(6) 電話代理応答業務およびそのコンサルティング</u></p> <p><u>(7) 放送事業および放送事業者の顧客管理受託業務</u></p> <p><u>(8) 労働者派遣事業</u></p> <p><u>(9) 有料職業紹介事業</u></p> <p><u>(10) 食品の輸出入および売買</u></p> <p><u>(11) 通信販売事業</u></p> <p><u>(12) 宣伝広告事業</u></p> <p><u>(13) 語学学校・その他各種教室の経営および教材の企画・製作・販売</u> (削 除)</p> <p><u>(14) 市場調査および起業支援事業</u></p> <p><u>(15) (現行どおり)</u></p>
<p>第<u>3</u>条 (条文省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関)</p> <p>第<u>4</u>条 当社は、<u>株主総会および取締役会</u>のほか、次の機関を置く。</p> <p>(条文より移動)</p> <p>(条文より移動)</p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>	<p>第<u>4</u>条 (機関)</p> <p>当会社には、次の機関を置く。</p> <p><u>(1) 株主総会</u></p> <p><u>(2) 取締役</u></p> <p><u>(3) 取締役会</u></p> <p><u>(4) 監査役</u></p> <p><u>(5) 監査役会</u></p> <p><u>(6) 会計監査人</u></p>
<p>第<u>5</u>条 (条文省略)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
<p>第6条 (条文省略)</p>	<p>第6条 (現行どおり、数字を半角に変更)</p>
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>第7条 (当社の株式の取得)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって<u>当社の株式を取得することができる。</u></p>
<p>第8条 (条文省略)</p>	<p>第8条 (現行どおり、数字を半角に変更)</p>
<p>(单元未満株式についての権利)</p>	<p>第9条 (单元未満株式についての権利)</p>
<p>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる<u>権利以外の権利</u>を行使することができない。</p>	<p>当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる<u>権利のみ</u>を行使することができる。</p>
<p>(1) (条文省略)</p>	<p>(1) (現行どおり、数字を半角に変更)</p>
<p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p>	<p>(2) <u>会社法第166条第1項による権利</u></p>
<p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>	<p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>(株主名簿管理人)</p>	<p>第10条 (株主名簿管理人)</p>
<p>第10条 (条文省略)</p>	<p>1 (現行どおり)</p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、<u>当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成・備置き、<u>その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社は扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第11条 (株式取扱規程)</p> <p>当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条 (招集)</p> <p>当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを招集する。</p> <p>第13条 (現行どおり、数字を半角に変更)</p> <p>第14条 (招集権者および議長)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が代行する。</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第15条 (電子提供措置)</u>
	1 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u>
	2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定める事項の全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
(決議の方法)	第16条 (決議の方法)
第16条 (条文省略)	1 (現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり、数字を半角に変更)
(議決権の代理行使)	第17条 (議決権の代理行使)
第17条 (条文省略)	1 (現行どおり、数字を半角に変更)
2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。	2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。
(議事録)	第18条 (議事録)
第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。	株主総会の議事録は、書面または電磁的記録をもって作成する。
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第19条 (条文省略)	第19条 (現行どおり、数字を半角に変更)
(選任方法)	第20条 (選任方法)
第20条 (条文省略)	1 (現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり、数字を半角に変更)
3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第 2 1 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のものに関する</u>定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 2 2 条 (条文省略) 2 取締役会の決議により、取締役会長、<u>取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。 (新 設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 2 3 条 (条文省略) 2 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第 2 4 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議方法等) 第 2 5 条 (条文省略) 2 当社は、取締役会の決議事項について、<u>取締役 (当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)</u>の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、<u>当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u>ただし、<u>監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第 21 条 (任期) 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第 22 条 (代表取締役および役付取締役) 1 (現行どおり) 2 取締役会の決議により、取締役会長・<u>取締役社長各 1 名、取締役副社長・専務取締役・常務取締役各若干名</u>を定めることができる。 3 <u>取締役社長は代表取締役の中から選定する。</u></p> <p>第 23 条 (取締役会の招集権者および議長) 1 (現行どおり) 2 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会規程に定めた順序に従い、他の取締役が代行する。</u></p> <p>第 24 条 (現行どおり、数字を半角に変更)</p> <p>第 25 条 (取締役会の決議方法等) 1 (現行どおり) 2 当社は、取締役会の決議事項について、<u>議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u>ただし、<u>監査役がその決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録) 第<u>26</u>条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p><u>2</u> 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>(取締役会規程) 第<u>27</u>条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等) 第<u>28</u>条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第<u>26</u>条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事録および前条第2項の議事録は、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 (第26条第1項に統合)</p> <p>第<u>27</u>条 (取締役会規程) 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会が定める取締役会規程による。</p> <p>第<u>28</u>条 (報酬等) 取締役の報酬・賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等）は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担とする契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 当社の監査役の員数は、3名以上とする。 (変更のうえ第32条第1項より移動)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (変更のうえ第32条第3項より移動)</p>	<p>第29条（取締役の責任免除）</p> <p>1 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度で、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間でその取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条（員数）</p> <p>1 当社の監査役は3名以上とする。</p> <p>2 当社は法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、2名以内の補欠監査役を選任することができる。</p> <p>第31条（選任方法）</p> <p>1 監査役および補欠監査役の選任については、第20条第1項・第2項を準用する。 (削 除)</p> <p>2 補欠監査役の選任決議の効力は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第32条 当社は、法令または本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</p> <p>2 補欠監査役の選任方法は第31条2項の規定を準用する。</p> <p>3 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(第30条第2項に変更のうえ移動)</p> <p>(第31条第1項に統合)</p> <p>(第31条第2項に変更のうえ移動)</p>
<p>(任 期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>第32条 (任期)</p> <p>1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>第34条～第35条 (条文省略)</p>	<p>第33条～第34条 (現行どおり、数字を半角に変更)</p>
<p>(監査役会の決議方法等)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>第35条 (監査役会の決議方法等)</p> <p>監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>	<p>第36条 (監査役会の議事録)</p> <p>監査役会の議事録は、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第<u>38</u>条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める監査役会規程</u>による。</p> <p>第<u>39</u>条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第<u>40</u>条 当社は、会社法第<u>426</u>条第<u>1</u>項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の<u>限度において</u>、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>2</u> 当社は、会社法第<u>427</u>条第<u>1</u>項の規定により、監査役との間で、<u>当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>第<u>37</u>条 (監査役会規程)</p> <p>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会が定める監査役会規程</u>による。</p> <p>第<u>38</u>条 (現行どおり)</p> <p>第<u>39</u>条 (監査役の責任免除)</p> <p><u>1</u> 当社は、会社法第<u>426</u>条第<u>1</u>項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の<u>限度で</u>、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>2</u> 当社は、会社法第<u>427</u>条第<u>1</u>項の規定により、監査役との間で、<u>監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第<u>6</u>章 会計監査人</p>	<p>第<u>6</u>章 会計監査人</p>
<p>第<u>41</u>条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第<u>42</u>条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の<u>うちの最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、<u>当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>	<p>第<u>40</u>条 (現行どおり)</p> <p>第<u>41</u>条 (会計監査人の任期)</p> <p><u>1</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> 会計監査人は、前項の株主総会で別段の決議がなされなかったときは、<u>その株主総会で再任されたものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(会計監査人の報酬) 第43条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役</u>が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第44条～第47条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第42条 (会計監査人の報酬) 会計監査人の報酬等は、<u>取締役社長</u>が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第43条～第46条 (現行どおり、数字を半角に変更)</p> <p><u>(附則)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>現行定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第15条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下、施行日) から効力を生ずる。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日の後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了になりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式
1	みやしたこうし 宮下幸治 1965年2月3日生	1985年5月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 1991年10月 当社設立に際し、代表取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation （Director） InfiniVAN, Inc. （Director） ISMO Pte. Ltd. （Director and Chief Executive Officer）	4,955,000株
		<p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>宮下幸治氏は、長年にわたり代表取締役として当社グループの事業を統括してきたことから、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	
2	うえもりまさこ 上森雅子 1969年7月4日生	1994年6月 当社入社 営業推進部課長 2001年9月 当社営業推進部部长 2007年9月 当社取締役 2018年6月 当社専務取締役（現任） （現在 当社専務取締役 事業推進部部长） （重要な兼職の状況） Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation （President）	195,000株
		<p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>上森雅子氏は、当社の専務取締役として主に海外子会社の事業活動を統括し当社グループの事業拡大に寄与していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式
3	なか はら しげ き 中 原 茂 樹 1959年11月9日生	1983年 4 月 三井物産株式会社入社 2014年 9 月 同社九州化学品統括 2016年 5 月 日曹ビーエーエスエフ・アグロ株式会社取締役 2019年11月 三井物産株式会社 2020年 3 月 当社管理本部長代理 2020年 5 月 当社管理部長 2020年 6 月 当社取締役（現任） 2021年 2 月 当社管理本部長（現任） 2022年 4 月 当社事業推進本部副本部長（現任） （現在 当社取締役 管理本部長 事業推進 本部副本部長） （重要な兼職の状況） KEYSQUARE, INC. (President) InfiniVAN, Inc. (Director)	0株
〈取締役候補者とした理由〉 中原茂樹氏は、当社の管理本部長として管理部門を統括していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 の 株 式
4	<p style="text-align: center;">むら ぐち かず たか 村 口 和 孝</p> <p>1958年11月20日生</p> <p>※社外取締役候補者</p>	<p>1984年 4 月 日本合同ファイナンス株式会社（現 株式会 社ジャフコ）入社</p> <p>1998年 7 月 株式会社日本テクノロジーベンチャーパート ナーズ設立 代表取締役（現任）</p> <p>2007年 3 月 株式会社ウォーターダイレクト（現 株式会 社プレミアムウォーターホールディングス） 取締役（現任）</p> <p>2012年 6 月 ぷらっとホーム株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2015年 6 月 当社監査役（2017年10月退任）</p> <p>2017年 6 月 株式会社デンタス 社外取締役（現任）</p> <p>2017年11月 株式会社ブロードバンドタワー 社外取締 役</p> <p>2018年11月 JESCOホールディングス株式会社 社外取 締役（現任）</p> <p>2019年 1 月 株式会社ブロードバンドタワー取締役（現任）</p> <p>2021年 6 月 株式会社ラック 社外取締役（現任）</p> <p>2021年 6 月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ 代表取 締役</p> <p>株式会社プレミアムウォーターホールディングス 取締役</p> <p>ぷらっとホーム株式会社 社外取締役</p> <p>株式会社デンタス 社外取締役</p> <p>株式会社ブロードバンドタワー 取締役</p> <p>JESCOホールディングス株式会社 社外取締役</p> <p>株式会社ラック 社外取締役</p>	2,000株
<p>〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等〉</p> <p>村口和孝氏は、ベンチャーキャピタル最大手の株式会社ジャフコ出身の独立系ベンチャーキャピタルの株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ代表取締役で、数多くの企業の株式上場に関わるなど豊富な経験と知識を有していることから、その経験及び知識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。引き続き、その知見を活かし、当社の事業運営全般において適切な提言をいただくことを期待します。</p> <p>また、社外取締役としての選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できると判断しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式
5	<p style="text-align: center;">ゆき まる あき こ 雪 丸 暁 子</p> <p>1977年1月7日生</p> <p>※社外取締役候補者</p>	<p>2000年4月 司法研修所入所（54期）</p> <p>2001年10月 東京地方裁判所 裁判官</p> <p>2004年7月 最高裁判所在外研究員として、ジョージタウンロースクールに1年間派遣</p> <p>2008年2月 裁判官退官 弁護士登録 吉岡・辻総合法律事務所</p> <p>2019年4月 横浜総合法律事務所（現任）</p> <p>2021年6月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 横浜総合法律事務所</p>	0株
<p>〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等〉</p> <p>雪丸暁子氏は、長年裁判官及び弁護士として培ってきた豊富な経験や法律知識を有していることから、その経験や知識を活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。引き続き、その知見を活かし、当社の経営全般において法律家としての適切な提言をいただくことを期待します。</p> <p>また、社外取締役としての選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できると判断しております。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記のとおり法務分野において豊富な経験や法律知識を有していることから社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式
6	川 渕 正 光 1972年11月22日生 ※新任	1996年4月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2001年11月 三菱商事株式会社入社 2006年8月 モルガン・スタンレー証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 2013年1月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社エグゼクティブディレクター 2016年8月 コニカミノルタ株式会社経営企画部所属（M&Aグループ リーダー） 2022年2月 当社経営企画本部長（現任） （現在 当社経営企画本部長） （重要な兼職の状況） なし	0株
〈取締役候補者とした理由〉 川渕正光氏は、当社の経営企画本部長として経営企画・経理・財務部門を統括していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 村口和孝および雪丸暁子の両氏は社外取締役候補者であります。なお、村口和孝および雪丸暁子の両氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
3. 村口和孝および雪丸暁子の両氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。
4. 当社は、村口和孝および雪丸暁子の両氏について、東京証券取引所の定める独立性基準に照らして、両氏が一般株主と利益相反のおそれのない十分な独立性を有していると判断し、両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 当社は、当社の取締役および監査役を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる故意または重過失に起因する損害賠償請求を除く被保険者の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、取締役に選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

各取締役候補者のスキルマトリックス

氏名	地位	属性		各取締役の経験業務・知識等					
		ジェンダー	独立性	企業経営	財務	法務／ リスク	デジタル ／テクノ ロジー	セールス ／マーケ ティング	グローバ ル
宮下 幸治	代表取締役	M		○			○	○	○
上森 雅子	専務取締役	F		○				○	○
中原 茂樹	取締役	M		○		○		○	○
村口 和孝	社外取締役	M	○	○	○				○
雪丸 暁子	社外取締役	F	○			○			
川淵 正光	取締役	M		○	○				○

(注) 1. 上記「地位」の記載内容は、各候補者が本株主総会において選任された場合に予定されているのとなります。

2. チェックされている項目は、各取締役の全ての知識や経験を表すものではありません。

3. 男性：M、女性：F

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます伊藤良光氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任願いたいと存じます。なお、退任取締役に対する退職慰労金は、当社取締役会においてあらかじめ定められた取締役の個人別報酬等の内容にかかる決定方針に沿って、長期的なインセンティブ付与を目的として役員退職慰労金規程に定められた金額を毎年引当てられており、また、役員退職慰労金規程に基づき支給されるものであるため、相当であると考えております。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
伊 藤 良 光 い とう よし みつ	2019年6月 当社取締役 現在に至る

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、Open Doorという企業理念のもと、いまだ誰も突破できていない障壁のある生活に密着した分野で、誰よりも先んじて事業機会を創造し、事業を展開し、産業構造を変え、あるべき社会を実現すべく、さまざまな事業に取り組んでおります。特に、新しいIT技術を活用した通信環境の提供によりフィリピンの社会課題を解決し、SDGsに貢献しつつ、事業の拡大を図っております。

当期におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にありながらも、緊急事態宣言の解除やワクチン接種の進展から、国内外の経済活動に持ち直しの動きが見られたものの、当期の後半にかけては新たな変異株による感染の急拡大により、先行き不透明な状況が続いております。新型コロナウイルス感染症の影響をきっかけに、人々の新しい生活様式、リモートワークを前提とした新しい働き方への変化など、社会の変化が急速に進んでおり、通信回線を介してのコミュニケーションの重要性がさらに増大しています。社会を支える生活基盤としての通信回線の整備・拡充は、日本・フィリピンを始め世界中において急務となっております。また、世界経済においては、米国の政策金利引き上げによって急激な円安が進行し、ウクライナ侵攻によるエネルギー・資源価格の上昇に伴いインフレが加速するなど、今後の動向や影響についての予測は困難な状況が続いております。フィリピンにおいても、ウクライナ侵攻でインフレ圧力は一段と高まっておりますが、フィリピン中央銀行総裁は、「国内経済の安定的な回復が引き続き最優先事項」として、政策金利を維持する意向を示しております。

当社グループでは、2020年と2021年それぞれにフィリピンとシンガポール・香港を結ぶ海底ケーブル（City-to-City Cable System、以下「C2C回線」）の一部及び各国の陸上回線から成る国際通信ネットワーク（以下「国際通信ネットワーク」）を取得して、キャリアズキャリア（通信事業者のための卸売業者）としてのポジションも確立し、拡大する通信需要に応えると共に、新たな通信回線の取得による国際通信ネットワークの拡充に努めています。

日本においては、通信トラフィック需要が増加しているコールセンター事業者向けを中心に、顧客毎に最適化したサービスの提供を拡大しています。

マニラ首都圏地域においてクリニックを運営しているShinagawa Lasik & Aesthetics

Center Corporation（以下「SLACC」）では、新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況において、お客様が安心して受診できるように徹底した感染予防対策に努めており、来院者数が回復してきています。

当期の連結業績につきましては、売上高は10,728百万円（前期比12.7%増）、営業利益は2,456百万円（同27.8%増）となりました。円安に伴い為替差益431百万円を計上したことから、経常利益は2,897百万円（同32.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,888百万円（同27.0%増）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

なお、当期より「在留フィリピン人関連事業」の重要性が低下したことからセグメントの名称を「その他」に変更しております。セグメントの変更による業績等への影響はありません。

【海外通信事業】

当期における海外通信事業は、引き続き当社グループが保有する国際通信ネットワークの販売を強化し、マニラ首都圏以外のCATV事業者への提供を行うなど、ストック型ビジネスの拡大を図りました。また、2021年11月にフィリピン・香港間を結ぶC2C回線の使用権をIRU契約にて追加取得し、2021年12月にはキャリアズキャリア案件として、大手通信事業者への提供を開始いたしました。その結果、提供容量などが飛躍的に増加したものの、入金ベースにて売上を計上する案件が前期に比べ減少したことから減収になっております。

当期の海外通信事業の売上高は3,684百万円（前期比13.5%減）、セグメント利益は1,011百万円（同15.8%減）となりました。

(注) IRUとはIndefeasible Right of Useの略で、当事者間の合意がない限り破棄又は終了させることのできない長期的・安定的な通信回線使用権のこと。当社は、長期間のIRU契約を締結して国際通信回線使用権を仕入れ、販売しております。

【フィリピン国内通信事業】

当期におけるフィリピン国内通信事業では、InfiniVAN, Inc.がミンダナオ島などのマニラ首都圏以外の地域での通信網の建設などを進めました。また、2021年12月にはフィリピン国内海底ケーブルをフィリピンの通信事業者と共同建設することを決定するなどフィリピン国内の基幹回線網の敷設を着実に進めております。

当期は引き続き新型コロナウイルス感染症対策のため、依然として多くの企業が在宅勤務を継続したことにより、InfiniVAN, Inc.の収益の柱であるマニラ首都圏での法人向けインターネット接続サービスの新規獲得が低調に推移しました。

なお、3月21日の改正公共サービス法の成立に伴い、外資による通信分野への投資や進出などが予想されますが、当社グループはこれを新たな収益の機会と捉え、InfiniVAN, Inc.が敷設する中継回線網やフィリピン国内海底ケーブルシステムなどによりフィリピン国内の基幹回線網を充実させ、事業の拡大を図ってまいります。

当期の売上高は、昨年12月に通信機器の販売を行ったこともあり、1,784百万円（前期比113.2%増）と増収になりましたが、先行投資などによりセグメント利益は224百万円（同10.9%減）となりました。

【国内通信事業】

当期における国内通信事業は、当社が日本国内で販売代理権を有するインドのDrishti-soft Solutions Pvt.Ltd.が開発したコールセンターシステム「AmeyoJ」に、大手電気通信事業者が提供している着信課金サービス（フリーダイヤル）を大量に仕入れて、コールセンター事業者向けに秒単位で販売する秒課金サービスを組み合わせたコールセンター向けソリューションの販売が順調に増加いたしました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、コロナワクチンコールセンター向けの通信トラフィックや在宅勤務によるWeb会議などにより、通信トラフィックが増加し、収益が拡大しております。

この結果、売上高は3,988百万円（前期比7.3%増）となり、セグメント利益は819百万円（同99.4%増）と大幅な増益となりました。

【医療・美容事業】

当期における医療・美容事業においては、前年度に引き続き、フィリピンでも新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けておりますが、レーシック手術などを行うSLACCでは、徹底した感染予防対策による安全な運営を確立し、昨年開設したBonifacio Global Cityの第3院を中心に来院者数が好調に推移し、過去最大のレーシック手術件数となりました。また、2021年11月には、画像診断など日本が得意とする技術を導入した高品質の人間ドック／健診センターを運営する子会社を、2022年に設立することを決定し、2023年第1四半期の開業に向け準備を進めております。

この結果、売上高は1,244百万円（前期比99.5%増）、セグメント利益は419百万円（同223.4%増）となりました。

【その他】

海外送金事業者の提供する在留外国人向け国際送金サービスの利用促進が主力サービスです。売上高は26百万円（前期比65.1%減）、セグメント利益は19百万円の損失（前期は73百万円の損失）となりました。

事業別売上高

区 分	前 期		当 期		前期比増減 (△)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
海 外 通 信 事 業	4,259百万円	44.8%	3,684百万円	34.3%	△574百万円	△13.5%
フィリピン国内通信事業	837	8.8	1,784	16.6	947	113.2
国 内 通 信 事 業	3,718	39.1	3,988	37.2	269	7.3
医 療 ・ 美 容 事 業	623	6.5	1,244	11.6	620	99.5
そ の 他	77	0.8	26	0.3	△50	△65.1
合 計	9,515	100.0	10,728	100.0	1,212	12.7

(2) 設備投資の状況

当期は、リースを含めて前期比494百万円増加の1,552百万円の設備投資を実施いたしました。主な内容は、フィリピン向けネットワーク構築のための投資と、フィリピン国内海底ケーブルシステム建設の投資などです。

なお、部門別の設備投資額は、次のとおりであります。

部 門	設 備 投 資 金 額
海外通信事業	156百万円
フィリピン国内通信事業	1,303百万円
国内通信事業	27百万円
医療・美容事業	65百万円
その他	－百万円
合 計	1,552百万円

(3) 重要な資金調達の状況

当社は、連結子会社のInfiniVAN, Inc.を通じて、フィリピン国内海底ケーブルシステムを、フィリピン大手通信事業者2社と共同で建設する費用の一部に充当するため、銀行借入にて、2021年12月及び2022年2月にそれぞれ5百万ドル（計10百万ドル）の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

① 中長期経営戦略推進に関する優先的な対処すべき課題

当社グループは、フィリピンでの通信事業に主要な収益の機会を求めており、この事業は、CATV事業者や通信事業者に対して国際通信回線を提供する海外通信事業と、主にマニラ首都圏地域に通信設備を構築し、法人向けのブロードバンドサービス等を提供する国内通信事業から成り立っております。フィリピンでは外資規制等により新規参入が困難であり、既存の大手事業者による寡占市場であること等の理由で、さまざまな収益機会がありました。しかし、新たな競合事業者も参入してきており、これから数年間の投資が今後の事業拡大にとって重要であり、そのための人材や資金その他のリソースの確保が、最も重要であると認識しております。

② 海外通信事業

2020年5月等に使用权を取得いたしましたC2C回線は、今後伝送装置への投資を継続することで、回線容量を追加し続けることができます。しかし、市況を見ながら伝送容量を増加させ続けていくとしても、一定の収益を継続的に上げていくには、供給の伸びに応じた通信需要の確保が何より重要であり、新たにサービスを提供した通信事業者向け等の大口の顧客を開拓し、維持することが求められます。

③ フィリピン国内通信事業

国際海底ケーブルが利用されるには、フィリピン国内の通信回線も必要であり、国際海底ケーブルの需要を獲得するためには、フィリピン国内各地と国際海底ケーブルを結ぶための回線の整備が求められております。現在ミンダナオ島等で回線敷設工事を進めるとともに、海底ケーブル敷設のための海洋調査を実施しており、フィリピン国内の中継回線の整備を推進してまいります。

また、個人向けブロードバンドサービスの開拓等、市場の変化に合わせた新たな顧客の獲得による需要の確保も重要な課題であります。

④ 国内通信事業

当社の国内通信事業において収益の大部分を担ってきました音声通信は、無料通話アプリの

普及等により、国内での需要が減少しつつあります。そのような環境下、当社が主力としているコールセンター向け通信サービスは、広くコンタクトセンターのソリューション提供に方針を変えることが求められております。当社が提供しているコールセンター向けソフトウェアの提供、自動書き起こしやAIによる応答等、多様なニーズに応じてまいります。

さらに、本年3月に会社分割により国内通信事業を分社化し、株式会社アイ・ピー・エス・プロを本年7月に設立することを決議いたしました。分社化によるメリットを活かし、さらなる事業の拡大を図ってまいります。

⑤ 医療・美容事業

新型コロナウイルス感染症の影響が継続している環境下において、感染防止対策を徹底し、来院者が安心して受診できる医院の運営を継続いたします。マーケティング手法の見直しにより、来院者数の増加に努めてまいります。

また、昨年11月に、人間ドック／健診センターを運営する会社の設立を決定しており、2023年第1四半期の開業に向け、開業準備を十分に行い、早期運営の確立、収益化を図ってまいります。

⑥ 内部統制システムの強化・運用

当社は前事業年度に再整備した内部統制システムを、さらに強化し、適切な運営をしております。社内規程を見直し整備したほか、国内の全事業部門、及び海外子会社に対する内部監査体制を強化・実施し、業務の改善、統制の強化に努めてまいりました。今後は、コーポレート・ガバナンスの強化を推進するとともに、コンプライアンス遵守を社内に浸透させる施策を展開してまいります。

⑦ 自然災害等への対応

当社グループは、台風、地震、津波等の自然災害や火災等の事故、パンデミック（世界的流行病）の発生並びに情報システムの停止等による事業活動への影響を最小限にするための様々な施策を実施することにより事業活動の安定的な運営を図ってまいります。

特に、当社グループが事業展開を行っているフィリピンでは、気候変動の影響により台風被害が増加しており、事業活動への影響を極力低減するよう十分な対策を検討してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第28期 2018年度	第29期 2019年度	第30期 2020年度	第31期 2021年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	5,780	6,508	9,515	10,728
営 業 利 益 (百万円)	945	1,070	1,921	2,456
経 常 利 益 (百万円)	1,001	1,075	2,187	2,897
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	588	645	1,487	1,888
1株当たり当期純利益 (円)	50.62	52.43	120.22	152.37
総 資 産 (百万円)	6,746	7,790	11,762	18,420
純 資 産 (百万円)	3,728	4,715	6,754	9,136
1株当たり純資産 (円)	256.15	314.82	428.59	589.01

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき算出しており、また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出してあります。
2. 2019年1月1日付で普通株式1株につき普通株式5株の割合で株式分割を行っております。
1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、当該株式分割が第28期期首に行われていたと仮定して算定してあります。
3. 第30期は、フィリピンー香港、フィリピンーシンガポール間の海底ケーブルシステムC2Cの使用権を取得し、提供を開始したことにより売上・利益が拡大しました。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第28期 2018年度	第29期 2019年度	第30期 2020年度	第31期 2021年度 (当 期)
売 上 高 (百万円)	4,812	5,037	8,116	6,205
営 業 利 益 (百万円)	723	724	1,138	1,107
経 常 利 益 (百万円)	812	689	1,397	1,549
当 期 純 利 益 (百万円)	553	446	934	1,047
1株当たり当期純利益 (円)	47.63	36.27	75.56	84.56
総 資 産 (百万円)	5,577	6,078	9,648	10,955
純 資 産 (百万円)	3,161	3,640	4,783	5,722
1株当たり純資産 (円)	259.15	294.15	369.35	445.66

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき算出しており、また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 2019年1月1日付で普通株式1株につき普通株式5株の割合で株式分割を行っております。
1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、当該株式分割が第28期期首に行われていたと仮定して算定しております。
3. 第30期は、フィリピンー香港、フィリピンーシンガポール間の海底ケーブルシステムC2Cの使用権を取得し、提供を開始したことにより売上・利益が拡大しました。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
KEYSQUARE, INC.	30,000,000 フィリピンペソ	99.8%	コールセンター業務
Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation	216,331,014.60 フィリピンペソ	50.0%	眼科及び美容関連のクリニックの経営
InfiniVAN, Inc.	832,500,000 フィリピンペソ	64.0% (24.0%) [36.0%]	フィリピン国内での通信事業
CorporateONE, Inc.	72,850,000 フィリピンペソ	40.0% (40.0%) [60.0%]	フィリピン企業への投資会社
ISMO Pte.Ltd.	2,800,000 シンガポールドル	100.0%	シンガポール国内外の通信事業

(注) 1. 議決権比率の () は間接所有割合で内数、 [] は緊密者または同意している者の所有割合を外書きしてあります。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ 重要な企業結合等の状況

2022年3月に会社分割により国内通信事業を分社化し、株式会社アイ・ピー・エス・プロを2022年7月に設立することを決議いたしました。

(7) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
海外通信事業	フィリピンと北米・香港等とを結ぶ国際通信回線を、フィリピン国内のCATV事業者などのインターネット接続事業者に提供しております。
フィリピン国内通信事業	子会社であるInfiniVAN, Inc.がフィリピン国内で法人向けインターネット接続サービスを行っております。
国内通信事業	<ul style="list-style-type: none">・電話サービスの提供 自社及び他社のネットワークを利用した音声通信サービスを提供しております。他の通信事業者に対して通話サービスを卸提供したりしております。また大手通信事業者の着信者払い通話サービスを、当社名義で秒単位で仕入れて、ユーザーに1秒単位で課金する秒課金サービスを提供しております。・コールセンターシステムの販売 インドのDrishti社が開発したコールセンターシステム「AmeyoJ」を仕入れ、日本国内のコールセンター事業者へ提供しております。・データセンターサービス 東京都内にデータセンターを保有し、他の事業者のサーバーを預かるコロケーションサービスなどを提供しております。
医療・美容事業	フィリピンにてレーシック手術による近視矯正などの眼科、美容皮膚科などの科目で診療を行っております。
その他	顧客開拓・利用促進事業として、在留フィリピン人を中心とした在留外国人に対して携帯電話や海外送金サービスの顧客開拓・利用促進などを行っております。

(8) 主要な営業所

① 当社

本社 東京都中央区築地四丁目1番1号
深川データセンター 東京都江東区

② 子会社

KEYSQUARE, INC. フィリピン パシッグ市
Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation フィリピン タギック市
InfiniVAN, Inc. フィリピン パシッグ市
CorporateONE, Inc. フィリピン パシッグ市
ISMO Pte. Ltd. シンガポール

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分 (事業部門)	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
海 外 通 信 事 業	21名 [-]	4名減
フ ィ リ ピ ン 国 内 通 信 事 業	123名 [-]	13名減
国 内 通 信 事 業	20名 [-]	-
医 療 ・ 美 容 事 業	81名 [7名]	4名増
そ の 他	14名 [-]	15名減
全 社 (共 通)	97名 [-]	2名増
合 計	356名 [7名]	26名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に平均人員数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
53名 [-]	1名減	39.6歳	3.11年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に平均人員数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,988百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	905百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	83百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当する事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 39,960,000株
 (2) 発行済株式の総数 12,410,105株 (自己株式395株を除く。)
 (3) 株主数 3,415名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
宮下幸治	4,955,000株	39.93%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,063,600株	8.57%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	466,600株	3.76%
丸本桂三	380,900株	3.07%
丸谷和徳	350,000株	2.82%
上田八木短資株式会社	263,300株	2.12%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	230,400株	1.86%
日本テクノロジーベンチャーパートナーズi-S2号投資事業有限責任組合	225,000株	1.81%
株式会社ストレッチ	204,100株	1.64%
三井住友信託銀行株式会社（信託口 甲12号）	200,000株	1.61%

- (注) 1. 三井住友信託銀行株式会社（信託口 甲12号）200,000株は、宮下幸治氏が委託した信託財産であり、信託契約上、議決権の行使については同氏が指図権を留保しております。
 2. 持株比率は、自己株式（395株）を控除して算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第4回新株予約権
発行決議日		2015年9月10日
新株予約権の数		400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式400,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり70,000円 (1株当たり70円)
権利行使期間		2017年9月11日から2025年8月23日まで
行使の条件		新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権の割当てを受けた時に取締役であった者は、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由であると認めた場合はこの限りではない。
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 400個 目的となる株式数 400,000株 保有者数 1人
	社外取締役	—
	監査役	—
取得の事由及び条件		①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 ②新株予約権の割当てを受けた者が上記「行使の条件」に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項		新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の譲渡に関する事項		譲渡による取得は取締役会の承認を必要とする。

(注) 2017年10月14日付で行った普通株式1株につき200株とする株式分割及び2019年1月1日付で行った普通株式1株につき5株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権

の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2019年8月9日開催の取締役会の決議に基づき、当社グループ役職員等のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを目的として発行した、業績目標を達成した場合のみ権利行使が可能となる第7回新株予約権について、2021年6月28日に当社グループ役職員等に交付しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	宮 下 幸 治	Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation Director InfiniVAN, Inc. Director ISMO Pte. Ltd. Director and Chief Executive Officer
専務取締役	上 森 雅 子	事業推進本部長 KEYSQUARE, INC. President Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation President InfiniVAN, Inc. Director
取 締 役	伊 藤 良 光	情報通信事業本部長
取 締 役	中 原 茂 樹	管理本部長
取 締 役	村 口 和 孝	株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ 代表取締役 株式会社プレミアムウォーターホールディングス 取締役 ぷらっとホーム株式会社社外取締役 株式会社デンタス 社外取締役 株式会社ブロードバンドタワー 取締役 JESCOホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社ラック 社外取締役
取 締 役	雪 丸 暁 子	弁護士 横浜総合法律事務所
常勤監査役	稲 垣 耕 一	
監 査 役	西 村 誉 弘	公認会計士・税理士 リーダーズサポート税理士法人 代表社員 株式会社フルブリッジ 監査役 岐阜製版株式会社 監査役
監 査 役	岡 崎 友 子	弁護士 T&K法律事務所

- (注) 1. 村口和孝及び雪丸暁子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 稲垣耕一、西村誉弘及び岡崎友子の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役の村口和孝及び雪丸暁子の両氏並びに社外監査役の稲垣耕一、西村誉弘及び岡崎友子の各氏を、東京証券取引所の定める独立役員として、同証券取引所に届け出ております。
4. 監査役西村誉弘氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 各社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

①就任

2021年6月24日開催の第30回定時株主総会において、村口和孝氏及び雪丸暁子氏が取締役に、岡崎友子氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。

②退任

取締役林田宣之、藤井裕史、宇都宮尚の3氏、並びに監査役桂山邦明、緑川芳江の両氏は任期満了により、2021年6月24日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

7. 当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位及び担当の異動状況は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月
上森 雅子	当社専務取締役 事業推進本部長 KEYSQUARE, INC. President Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation President InfiniVAN, Inc. Director	当社専務取締役 事業推進本部長 Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation President	2022年4月
中原 茂樹	当社取締役 管理本部長	当社取締役 管理本部長 事業推進本部副本部長 KEYSQUARE, INC. President InfiniVAN, Inc. Director	2022年4月

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役村口和孝及び雪丸暁子の両氏並びに監査役稲垣耕一、西村誉弘及び岡崎友子の3氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる故意または重過失に起因する損害賠償請求を除く被保険者の損害が補填されることとなります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

取締役の役割、職責等に相応しい水準となる報酬体系を構築するため、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年3月19日開催の取締役会において決議いたしました。

ロ. 当該方針の内容の概要

i. 基本方針

当社の取締役の個人別の報酬等の決定について、取締役の役割、職責等に相応しい水準とすることを方針とし、「基本報酬」と「役員退職慰労金」とで構成する金銭報酬を基本的枠組みとする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬及び退職慰労金を支払うこととし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ii. 金銭報酬等の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、業績への貢献度、従業員給与の水準をも考慮しながら、短期業績に基づくインセンティブの機能を備えるよう総合的に勘案して決定するものとする。

当社の取締役の退職慰労金は、長期的なインセンティブ付与を目的として毎年役員退職慰労金規程に定められた基準に基づき一定額の引当てを行い、退任時に金額等を決定するものとする。

ハ. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等額について取締役会にて取締役会決議に沿うものであるか、確認しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2005年6月24日開催の第14回定時株主総会で決議において年額180百万円以内とされております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

監査役の金銭報酬の額は、2005年6月24日開催の第14回定時株主総会で決議において年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

イ. 委任を受けた者の氏名、地位及び担当

代表取締役社長 宮下 幸治

ロ. 委任された権限の内容・理由等

当事業年度各取締役の個人別の基本報酬の額については、株主総会にて決議した報酬限度額の範囲内で、基本報酬の個人別の額の決定に関する方針に従い、決定する。

退職慰労金の額については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、役員退職慰労金規程の基準に従い、相当額の範囲内で、具体的な金額、贈呈の時期、支給の方法を決定する。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したからであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	92 (5)	92 (5)	— (—)	— (—)	9 (4)
監査役 (うち社外監査役)	16 (14)	16 (14)	— (—)	— (—)	5 (4)

- (注) 1. 上記対象なる役員の員数に、2021年6月24日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および監査役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額12百万円（取締役4名に対し12百万円、監査役1名に対し0百万円）を含んでおります。
4. 上記の報酬等の額のほか、2021年6月24日開催の第30回定時株主総会決議に基づき、退職慰労金を退任取締役2名に対し8百万円、退任監査役1名に対し5百万円支給しております。この金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況及び当社との関係

重要な兼職の状況及び当社との関係につきましては、「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	村 口 和 孝	社外取締役就任後に開催の取締役会（14回）のすべてに出席し、株多くの企業の株式上場に関わるなど豊富な経験と知識を有しており、その知見から発言を行っております。
社外取締役	雪 丸 暁 子	社外取締役就任後に開催の取締役会（14回）のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、発言を行っております。
社外監査役	稲 垣 耕 一	当事業年度開催の取締役会（18回）及び監査役会（13回）のすべてに出席し、金融機関及び経営者としての豊富な経験を有し、その知見から発言を行っております。
社外監査役	西 村 誉 弘	当事業年度開催の取締役会（18回）及び監査役会（13回）のすべてに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地から、財務及び会計に関する事項を中心に発言を行っております。
社外監査役	岡 崎 友 子	社外監査役就任後に開催の取締役会（14回）及び監査役会（10回）のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 29百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく（準じた）監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬について算出根拠の説明を受け、また会計監査人から監査計画の説明を受けて検討した結果、当社の会計監査を実施するうえで妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度に支出した額が3百万円あります。

4. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査報酬の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性及び専門性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合その他監査役会が解任または不再任が相当と認める事由が発生した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。（2021年3月30日最終改定）

その内容は、以下のとおりであります。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス研修を実施し、法令及び社内規程を遵守するよう徹底を図っております。
- ②取締役会規程を始めとする社内規程を整備し、各規程に基づいた活動となるように体制を構築しております。
- ③当社において不正行為等があった場合に、役職員や取引先等が直接情報提供を行う手段として「内部通報窓口」を設置し、当社の役職員に周知し、適切な運営を行います。
- ④役職員の職務執行の適切性を確保するため、執行部門から独立した内部監査部門による、当社及び子会社全体の監査を実施し、代表取締役に内部監査の状況について、報告します。
- ⑤市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会、経営会議その他重要な会議の意思決定に係る情報を保存及び管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。
- ②取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、情報管理・秘密保持規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社及び子会社のリスク管理に関する基本的な事項を定め、その徹底を図ります。
- ②企業活動に伴う損失の危険の管理は、原則として所管部署が行い、重要事項については取締役会に報告する体制になっております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役会等での決定に基づく職務執行については、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき、効率的かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図ります。
 - ②組織のスリム化、簡素化、ITの適切な活用を通じて業務の効率化を推進します。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①子会社の経営に係わる重要事項は、職務の有効性と効率性の観点から、当社の取締役会において決定します。
 - ②当社の関係会社への指導と支援を円滑に遂行して適切に管理することにより、当社グループの安定成長、経営の効率化及び内部統制に資することを目的に、関係会社管理規程を定めています。
 - ③当社は子会社に対し、営業成績、財務状況その他一定の経営上の重要事項について定期的に当社に報告することを義務付け、子会社の独自性を尊重しつつ、経営方針・会社間の緊密な連携等に関する協議を実施します。
 - ④子会社と緊密な連携を確保し、経営ノウハウや情報その他の資源の有効活用を促進して、業務遂行の効率化を図ります。
 - ⑤モニタリングや必要に応じて子会社の監査実施により、内部管理体制の適切性や有効性を検証します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ①取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する専任の使用人として適切な人材の配置を行います。
 - ②内部監査部門の使用人に対して、監査役がその職務を補助することを求めた場合、取締役は当該使用人に対して、これを命じるものとします。
 - ③監査役の職務を補助することを命じられた使用人は監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保
 - ① 監査役を補助する使用人については、その適切な業務を遂行する為、人事考課、人事異動に関して事前に監査役の意見を尊重して、同意を得るものとします。
 - ② 監査役を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、当社はその旨を取締役及び使用人に周知徹底します。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告する体制
 - ① 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告するものとします。
 - ② 当社の取締役及び使用人並びに関係会社の取締役、監査役及び使用人（以下「当社グループ職員」）は、業績見込みに影響を与えるような損失やコンプライアンス違反の発生のおそれがあると認識した場合には、直ちに監査役に報告します。
 - ③ 当社グループ役員は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、誠実かつ速やかに当該事項について報告します。

9. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ① 当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底します。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
 - ① 監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとします。

11. その他監査役職務の執行が実効的に行われる体制
 - ① 代表取締役と監査役は、相互に意思疎通を図るため、適宜会合をもち、意見交換をします。
 - ② 取締役は、監査役職務の遂行のため、監査役と社外取締役、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
 - ③ 取締役は、監査役が重要な業務執行に係わる会議体に参加できる体制を整備します。

- ④内部監査部門は、監査役に当社及び子会社の内部監査の実施状況について、適時報告を行うとともに、意見・情報交換を行う等の連携体制を構築し、監査の実効性を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及び当社グループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社はコンプライアンス管理規程により、内部通報制度を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理

当社は、取締役会において経営陣によるリスク評価を実施し、リスク対策実施状況の点検やリスクの未然防止に努めるとともに、「リスク管理規程」に基づき、当社及び当社グループ各社のリスク管理体制の整備を推進しております。

④ 子会社管理

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めております。

⑤ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施いたしました。

⑥ 監査役

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

-
- (注) 1. 当事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,023	流 動 負 債	7,865
現金及び預金	5,778	買掛金	1,032
売掛金	2,069	短期借入金	1,344
リース投資資産	3,340	1年内返済予定の長期借入金	501
商 品	49	リース債務	2
貯 蔵 品	62	未払金	1,447
そ の 他	831	未払法人税等	558
貸倒引当金	△108	繰延延払利益	2,246
固 定 資 産	6,397	賞与引当金	16
有 形 固 定 資 産	3,776	そ の 他	716
建物及び構築物	78	固 定 負 債	1,418
機械装置及び運搬具	1,195	長期借入金	1,203
工具、器具及び備品	56	退職給付に係る負債	50
リース資産	15	役員退職慰労引当金	136
建設仮勘定	2,429	資産除去債務	4
無 形 固 定 資 産	1,721	そ の 他	23
通信回線使用权	1,609	負 債 合 計	9,283
の れ ん	43	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	68	株 主 資 本	7,131
投資その他の資産	899	資 本 金	1,084
長期前払費用	266	資 本 剰 余 金	1,020
繰延税金資産	165	利 益 剰 余 金	5,026
そ の 他	468	自 己 株 式	△0
貸倒引当金	△0	その他の包括利益累計額	178
資 産 合 計	18,420	為替換算調整勘定	178
		退職給付に係る調整累計額	0
		新 株 予 約 権	191
		非 支 配 株 主 持 分	1,635
		純 資 産 合 計	9,136
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	18,420

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	10,728
売上原価	6,610
売上総利益	4,118
販売費及び一般管理費	1,662
営業利益	2,456
営業外収益	
受取利息及び配当金	25
為替差益	431
その他	6
営業外費用	
支払利息	14
その他	6
経常利益	2,897
特別利益	
新株予約権戻入益	9
特別損失	
固定資産除却損	0
税金等調整前当期純利益	2,906
法人税、住民税及び事業税	837
法人税等調整額	△58
当期純利益	2,126
非支配株主に帰属する当期純利益	238
親会社株主に帰属する当期純利益	1,888

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,067	1,003	3,262	△0	5,332
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	17	17			34
剰 余 金 の 配 当			△123		△123
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
親会社株主に帰属する当期純利益			1,888		1,888
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	17	17	1,764	△0	1,798
当 期 末 残 高	1,084	1,020	5,026	△0	7,131

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	△22	△4	△26	210	1,238	6,754
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						34
剰 余 金 の 配 当						△123
自 己 株 式 の 取 得						△0
親会社株主に帰属する当期純利益						1,888
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	200	4	205	△19	397	583
当 期 変 動 額 合 計	200	4	205	△19	397	2,381
当 期 末 残 高	178	0	178	191	1,635	9,136

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,917	流動負債	3,844
現金及び預金	1,356	買掛金	428
売掛金	1,175	短期借入金	1,344
リース投資資産	2,296	1年内返済予定の長期借入金	501
商品	25	リース債務	2
前渡金	8	未払金	226
前払費用	66	未払法人税等	274
その他金	47	繰延延払利益	943
貸倒引当金	△60	賞与引当金	14
固定資産	6,038	その他	110
有形固定資産	227	固定負債	1,388
建物	6	長期借入金	1,203
構築物	0	退職給付引当金	32
機械及び装置	123	役員退職慰労引当金	134
車両運搬具	4	資産除去債務	4
工具、器具及び備品	27	その他	13
リース資産	15	負債合計	5,233
建設仮勘定	50	(純資産の部)	
無形固定資産	137	株主資本	5,530
ソフトウェア	54	資本金	1,084
ソフトウェア仮勘定	0	資本剰余金	1,024
通信回線使用权	72	資本準備金	1,024
その他	10	利益剰余金	3,422
投資その他の資産	5,673	その他利益剰余金	3,422
関係会社株式	1,582	繰越利益剰余金	3,422
関係会社長期貸付金	3,760	自己株式	△0
長期前払費用	187	新株予約権	191
繰延税金資産	45	純資産合計	5,722
その他	98	負債・純資産合計	10,955
貸倒引当金	△0		
資産合計	10,955		

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	6,205
売 上 原 価	4,050
売 上 総 利 益	2,155
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,047
営 業 利 益	1,107
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	57
為 替 差 益	404
そ の 他	1
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	21
そ の 他	0
経 常 利 益	1,549
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	9
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	1,558
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	493
法 人 税 等 調 整 額	16
当 期 純 利 益	1,047

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						新 予 約 株 権	純 資 産 計 合	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式			株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金 計 合	利 益 剰 余 金 計 合				
当 期 首 残 高	1,067	1,007	1,007	2,498	2,498	△0	4,572	210	4,783
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	17	17	17				34		34
剰 余 金 の 配 当				△123	△123		△123		△123
自 己 株 式 の 取 得						△0	△0		△0
当 期 純 利 益				1,047	1,047		1,047		1,047
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								△19	△19
当 期 変 動 額 合 計	17	17	17	924	924	△0	958	△19	939
当 期 末 残 高	1,084	1,024	1,024	3,422	3,422	△0	5,530	191	5,722

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社アイ・ピー・エス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 桐川 聡 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 山田 大介 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイ・ピー・エスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・ピー・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社アイ・ピー・エス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桐川 聡 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 大介 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイ・ピー・エスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

その他の注記に記載されているとおり、会社は、2022年3月18日開催の取締役会において、2022年7月1日を効力発生日として、会社分割により設立する子会社に国内通信事業を承継させることを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1から2022年3月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。海外子会社については、海外子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて海外子会社から事業の報告を受け、経営管理の状況を把握しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

株式会社アイ・ピー・エス 監査役会

常勤社外監査役 稲垣 耕一 ㊟

社外監査役 西村 誉弘 ㊟

社外監査役 岡崎 友子 ㊟

以上

メ モ

Series of horizontal dashed lines for writing practice.

「株主総会会場」 ご案内図

【会 場】 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 2階 ROOM C

【交 通】 「日本橋駅」 (東西線・銀座線・浅草線) A7出口直結
「東京駅」 (JR) 八重洲北口徒歩約5分
「三越前駅」 (半蔵門線) B3出口徒歩4分

